

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各一般・特定相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
各障害児相談支援事業所運営法人代表者
(市町村所管の事業所・施設を含む)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

**岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援補助金
の申請受付開始について（通知）**

物価上昇の影響がある中でも、障がい児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠な障害福祉サービスを円滑に継続できるよう、サービス継続に必要な設備・備品の購入に必要な費用を予算の範囲内で補助します。

各事業者におかれては、補助金交付要綱・実施要綱・Q&A等をご確認のうえ、下記により申請願います。

記

1 補助金の概要

(1) 補助対象事業者（詳細については、実施要綱別表を参照）

令和8年4月1日時点で県内に所在する障害福祉サービス事業所等
(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に災害その他やむを得ない事由を除き、廃止又は休止（予定を含む。）をする施設等は除く。)

(2) 補助額（上限額）

施設入所支援、療養介護、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	定員1人あたり 6,000円 (定員は令和8年4月1日時点)
上記以外	1事業所あたり 120,000円

(3) 申請受付期間について

令和8年8月10日（月）～ 令和8年9月4日（金）まで **厳守**

(4) 補助対象経費

令和8年4月1日から同年12月31日までに購入（設置）及び支払いを完了した以下に該当する設備・備品の購入等経費（設置に要する工事費等を含む。）
ただし、県及び市町村が交付する他の補助金等の対象となるものを除く。

ア 災害・新興感染症等への対応

事業所等が災害・新興感染症等発生時にサービスを継続するために必要なもの

- (例) 飲料水、食料品等の備蓄物資、ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池、衛生用品、医療用品、簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具 等

イ 業務効率化・負担軽減・職場環境改善への対応

事業所等の業務効率化、職員の負担軽減及び職場環境の改善に取り組み、サービスを継続するために必要なもの（既存の機器・システム等の更新・改修・修繕費用を含む。）

- (例) 業務用パソコン・タブレット・スマートフォン、除雪機 等

ウ サービスを円滑に継続するための対応

事業所等の防犯対策や就労継続支援事業所等における就労機会の提供に必要な設備・備品のほか、猛暑などの様々な困難な事態下にサービスを継続するために必要なもの

- (例) ・不審者の侵入時に利用者を守るためのさすまた等の防犯用具
・上下に昇降し高さの調整可能な作業デスク等の就労支援用設備・備品
・ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ等の猛暑や雪害対策用品 等

(5) 申請方法

申請は、原則オンライン申請フォームにより受付します。

法人ごとに、対象施設等を取りまとめ、一括して申請してください。

オンライン申請フォームについては、下記の補助金ポータルサイトをご確認願います。

<ポータルサイトURL>

<https://567da88c.form.kintoneapp.com/public/6b61d1f1815e40d0b22b904c8d729b3227be628404599e318677221d3bb9acf5>

(6) 問い合わせ先

補助金に関するご質問等については、下記コールセンターまでお問い合わせください。

名 称：岐阜県介護・障害福祉サービス継続支援補助金事務局

電話番号：058-201-3705

対応期間：令和8年10月16日（金）まで（土・日・祝日を除く。）

受付時間：9時から17時まで

所属	健康福祉部 障害福祉課 施設整備係		
係長	石原	担当	赤坂
電話	058-272-1111 内 3495		